別表1

必要な資格の一覧表（厚生労働省告示110号及び告示111号による）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 障害の種別及びサービス類型 | | 必要な資格（いずれか１つ） |
| 身体障害者 | 視覚障害者の移動支援 | ・視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者 |
| 全身性障害者の移動支援 | ・全身性障害者移動介護従業者養成研修修了者  ・日常生活支援従業者養成研修修了者 |
| 知的障害者 | 移動支援 | ・介護福祉士  ・１～３級ヘルパー  ・知的障害者移動介護従業者養成研修修了者 |
| 精神障害者 | 移動支援 | ・介護福祉士  ・１～３級ヘルパー |
| 障害児 | 視覚障害児の移動支援 | ・視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者 |
| 全身性障害児の移動支援 | ・全身性障害者移動介護従業者養成研修修了者  ・日常生活支援従業者養成研修修了者 |
| 知的障害児の移動支援 | ・介護福祉士  ・１～３級ヘルパー  ・知的障害者移動介護従業者養成研修修了者 |
| 精神障害児の移動支援 | ・介護福祉士  ・１～３級ヘルパー |

※ 看護師及び准看護師は介護保険の１級ヘルパーとして扱う。

※ 介護保険の１～３級ヘルパーは障害の１～３級ヘルパーとして扱う。